

公共施設予約システム再構築事業に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

姫路市

1 募集の概要

(1) 業務名

- ア 公共施設予約システム再構築業務委託
- イ 公共施設予約システムサービス利用

(2) 履行期間

- ア 令和8年7月1日から令和9年2月28日まで（予定）
- イ 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（予定）

※ 姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年姫路市条例第3号）に基づく長期継続契約とする予定である。なお、事業内容を評価した上で、サービス利用に係る事業期間終了後、引き続き令和14年3月1日から令和19年2月28日までの長期継続契約を締結する場合がある。

(3) 履行場所

- ア 姫路市役所、受託者の事業所及び受託者の準備する国内のデータセンター
- イ 姫路市役所、受託者の事業所及び受託者の準備する国内のデータセンター

(4) 業務の目的及び概要

本市では平成24年度から公共施設の予約申請や空き状況等の照会の手続きをオンライン化することを目的に公共施設予約システムを運用している。また、令和3年度に実施したシステム再構築に伴いオンライン決済機能を導入後、引き続きシステムを運用してきたところであるが、令和8年度にサービス利用契約が満了することから、現行システムが抱える課題を解決するだけでなく、スマートロック等の地域住民及び施設管理者の新たなニーズに対応できる先進性を備えたシステムを調達する。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

なお、単独で事業の実施が困難な場合は業務の一部について、書面により本市の承諾を得たときは、再委託を行うことができる。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。
 - ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替

- えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係
- 次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員
- (イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 令和3年4月1日以後に完了した、人口20万人以上の市（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。）もしくは都道府県が発注した公共施設予約システム（インターネットを使用する方法により施設の空き状況照会、予約及び抽選申込み並びに予約した施設の利用に係る使用料、利用料金等の支払手続等を行うことができるシステムをいう。）に係る導入（再構築を含む。）業務の実績を元請として有すること。また、公告の日において、当該システムに係る運用保守業務を完了または3か月以上運用している元請としての実績を有すること。なお、人口の判定については、当該契約を締結した年に公表されている人口推計により行う。

3 プロポーザルに関する担当部局等

- (1) 担当部局
- 姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室情報基盤システム担当（以下「デジタル戦略室」という。）
- 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2162

FAX (079) 221-2161

電子メール jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)4月13日から 令和8年(2026年)7月1日まで 本市の休日(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 (参加表明者は、必要に応じて姫路市ホームページに掲載する公共施設予約システム再構築業務委託契約約款(案)及び公共施設予約システムサービス利用契約約款(案)を閲覧し、確認すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033110.html))

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項番	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和8年4月13日(月)
2	参加表明手続の提出書類の受付開始	令和8年4月23日(木) 午前 9時
3	参加表明手続の提出書類の受付締切	令和8年4月27日(月) 午後 4時
4	参加資格確認結果の通知 プロポーザルに関する質問受付開始	令和8年4月28日(火)
5	プロポーザルに関する質問受付締切	令和8年5月11日(月) 午後 4時
6	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年5月13日(水) 午前10時
7	提案資料の受付開始	令和8年5月19日(火) 午前 9時
8	提案資料の受付締切	令和8年5月21日(木) 午後 4時
9	提案資料に関する質疑応答期間	令和8年5月26日(火) 午前 9時 ～5月29日(金) 午後 5時
10	契約候補者特定通知予定	令和8年6月 5日(金) 予定
11	契約締結予定	令和8年7月 1日(水) 予定
12	審査結果の公表予定	令和8年7月 2日(木) 予定

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア 提出書類

- (ア) 使用印鑑届兼委任状(様式1) (本市の業者登録がない事業者に限る。)
- (イ) 参加表明書(様式2)
- (ウ) 履歴事項全部証明書(令和8年1月13日以降に発行された最新のもの(写し可)。本市の業者登録がない事業者に限る。)
- (エ) 業務実績調書(様式3)
- (オ) 関連企業申告書(様式4)
- (カ) 姫路市税の納税証明書(滞納無証明書) (公告日以後に発行されたもの(写し可)、市税の納税義務がある場合に限る。)

(キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続きに必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和8年(2026年)4月13日から 令和8年(2026年)4月27日まで 本市の休日を除く。
閲覧の場所	デジタル戦略室 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続き及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033110.html))

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

デジタル戦略室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年4月23日午前9時から同月27日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年4月28日までに参加資格確認通知書を電子メールで送信することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる。その場合は、令和8年5月11日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

(3) 参加表明手続きに係る留意事項

ア 提出する書類の作成に係る費用は、参加表明者の負担とする。

イ 提出された書類は、一切返却しない。

6 プロポーザルに関する質疑について

(1) 前項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をする

ことができる。

ア 提出書類

質疑書（様式5）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年5月11日午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年5月13日午前10時から

イ 回答方法

回答は、質問者を特定できない形で姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 本プロポーザルに当たっては、質問期間を設けており、参加者は、プロポーザル実施後において、配布資料の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

ウ 質問が第9項に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

エ 質問者名は公表しない。

7 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提案資料

姫路市ホームページに掲載する「公共施設予約システム再構築事業に係る提案資料」の第1項、提案資料一覧（以下「提案資料一覧」という。）に掲げる書類一式について、原本及び写しを紙媒体で提出すること。併せて、原本を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）を提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第13項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

- (3) 提出部数
提案資料一覧に記載する提出部数のとおり。
- (4) 提出場所
デジタル戦略室
- (5) 提出期間（提案資料受付期間）
令和8年5月19日午前9時から5月21日午後4時までとする。
なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。
- (6) その他
 - ア 写しには、提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者（再委託先を含む。）が特定できるような表示及び記載箇所は、当該箇所を参加資格確認通知書に記載した文字列で代替すること。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。
 - イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。
 - ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、これらに基づき作成すること。
 - エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。
 - オ 提案資料の作成に係る費用は、提案者の負担とする。
 - カ 提出された提案資料は、一切返却しない。
 - キ 提出された提案資料は、本事業の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。
 - ク 提出された提案資料は、本事業以外の目的で使用しない。

8 提案資料に係る本市からの質疑応答の実施

- (1) 提案者は、本市が令和8年5月26日午前9時までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛てに送付する質疑に対して、下記提出期限までに回答を作成し提出すること。なお、本市において質疑応答を要しない場合は、回答書を送付しない。
 - ア 提出書類
回答書（様式10）
 - イ 提出（回答）方法回答書（様式10）に本市からの質疑に対する回答を記載し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）
なお、電子メールの送信については、本市から参加表明書に記載の窓口担当者へ電話連絡を行う。また、参加者から本市へ回答する場合も、参加表明書に記載の窓口担当者からデジタル戦略室へ電話連絡すること。
 - ウ 提出場所（送信先アドレス）
デジタル戦略室（jouhou-suishin@city.himeji.lg.jp）
 - エ 提出期限

令和8年5月29日午後5時まで

- (2) 質疑に対する回答は回答書（様式10）の提出によってのみ行うこと。補完的な資料の提出は認めない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、提案資料の内容を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、公共施設予約システム再構築事業に係るプロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、サービス利用に係る費用の最も低い者を契約候補者とする。サービス利用に係る費用の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点	合計
業務 経歴	業務経歴調 書（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設予約システム「e-Pares」（富士通Japan株式会社）からの再構築実績を有するか。 注 発注者の担当部署・担当者・電話番号を記載すること。再構築実績について、記載の担当者に必要に応じて本市から確認する場合がある。 	50点	105 点
		<ul style="list-style-type: none"> 「e-Pares」からの再構築実績を有する場合、令和3年4月1日以後に完了した、都道府県、政令指定都市、中核市若しくは特別区から受注した再構築の履行実績であるか。 	55点	
要求 水準	要求水準回答 書（様式9-1 及び様式9-2）	<ul style="list-style-type: none"> 「要求水準回答書」において、「<u>区分</u>」欄が「<u>任意</u>」に指定されている項目に関し、「<u>適合状況</u>」欄又は「<u>対応可否</u>」欄の回答が「○」の場合は10点、「△」の場合は5点、「×」の場合0点として評価する。なお、「<u>区分</u>」欄が「<u>必須</u>」に指定されている項目に「×」と回答している場合は失格とする。 注 「<u>適合状況</u>」欄に「△」と回答された場合であっても、<u>備考欄に記載された回答等を考慮した上で、本市が想定する基準を満たしていないと判断する場合は、「×」と回答したものとみなす。</u> 	170点	

提案書※	①業務実施体制（任意様式。以下②から⑤において同じ。）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設予約システムの導入及びサービス利用に関して、それぞれ体制が十分整備されているか。 ・各人員について、その役割や経歴が明記され、公共施設予約システムの導入に携わったことがある人員が配置されているか。 	5点×選定委員9名	45点
	②工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設予約システム再構築に係る各工程（要件定義、基本設計、詳細設計及びテスト等）に十分な期間が割り当てられた工程表が作成されているか。 	5点×選定委員9名	45点
提案書※	③データ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・移行対象となりうるデータ（利用者情報、職員情報、施設・設備情報、料金設定情報、抽選設定情報、予約情報、入金情報、抽選結果情報等）について、十分なデータ項目を移行できるか。また移行作業に係る対応方針及びスケジュールは本市職員の負担が少ないものとなっているか。 	10点×選定委員9名	90点
	④利用者登録・予約審査	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの利用者登録を不可とし、窓口で本人確認のうえ利用者へ交付する利用者登録カードの番号を利用者IDとする、現行の利用者登録の業務フローを非推奨とする場合、現行システムからの利用者データ移行後の初回の利用者登録（IDやパスワードの取扱い等）について、本市職員及び一般利用者の負担が少なく対応できるか。 ・その他、利用者登録及び予約の効率的審査を中心に、本市職員の事務効率化に寄与する機能があるか。また、パソコンやスマートフォンの操作に慣れていない高齢者等を念頭に、対面対応のニーズに配慮した機能を備えつつ、オンラインでの利用者登録及び施設予約のユーザー体験が良いものとなっているか。 	10点×選定委員9名	90点
	⑤施設情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性に合わせた柔軟な施設情報管理を中心に、本市職員の事務効率化に寄与する機能があるか。 	5点×選定委員9名	45点

	<p>⑥料金計算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の条例及び規則が想定する、以下のような公共施設の利用率等の料金計算に対応できるか。なお、対応できない場合は、システム化可能な範囲を具体的に示すとともに、運用回避の手段があれば代替案として示すこと。 ア 延長料金の計算について、同一時間であっても当初予約内容（当初予約に対する事前準備利用または延長利用）に応じて金額が変更となる運用に対応できるか。例えば、12～13時の時間帯について、午前（9時～12時）の予約の延長として使用するのであれば午前料金で計算するところ、午後（13時～17時）の予約の事前準備として使用するのであれば午後料金で計算する等に対応できるか。 イ 時間単価の料金体系の施設において、時間帯に応じて単価を変動させることができるか。例えば、日中であれば時間単価1000円であるところ、夜間帯に属する時間の使用については、時間単価1500円として計算する等に対応できるか。 ウ 割増加算・減免料金計算時の端数処理など、システムによる自動計算で対応できない料金体系の場合に、システムに条件ごとの料金テーブルを登録し、それを直接参照することで料金を算出できるか。例えば、システムによる自動計算では割増加算・減免料金が条例及び規則が想定する計算結果にならない場合に、同一施設に割増加算・減免後それぞれの計算結果を料金マスタとして複数登録しておき、該当の場合には自動計算せずに料金マスタを直接参照することで条例及び規則が想定する計算結果を表示する等に対応できるか。 エ 割増料金計算時、複数の割増条件に該当する場合において、特定の条件のみを優先適用できるか。例えば、複数の割増条件に該当する場合に、その中に特定の割増条件が含まれていれば、他の割増条件は無視して割増料金を計算する等に対応できるか。 オ 割増料金計算時、複数の割増条件が該当する場合において、割増条件の適用が及ぶ範囲が基本料金のみである場合と、基本料金に対して任意の割増条件を適用して算出した金額全体である場合の両方に対応できるか。例えば、複数の割増条件（基本料金に1.2を掛ける条件および1.5を掛ける条件）に該当する場合に、基本料金+基本料金×0.2+基本料金×0.5または基本料金×1.2×1.5のどちらを選択するかを制御する等に 	<p>5点× 選定委員9名</p>	<p>45点</p>
--	--------------	--	-----------------------	------------

	<p>対応できるか。</p> <p>カ 端数処理について、割増加算時と減免適用時の2段階処理に対応できるか。例えば、割増加算と減免をすべて適用して算出した後の料金にまとめて端数処理をする場合だけでなく、割増加算時に一度目の端数処理、その後の減免適用時に二度目の端数処理をする等に対応できるか。</p> <p>・その他、条例等に合わせた柔軟な料金計算または効率的審査に寄与する機能があるか。</p>		
⑦割増加算・減免等対応	<p>・割増加算・減免等の申請の効率的審査を中心に、本市職員の事務効率化に寄与する機能があるか。</p>	5点× 選定委員9名	45点
⑧その他先進的な機能	<p>・スマートロックを施設が導入した場合、公共施設予約システムとの連携機能が充実しているか。また、施設管理者からのスマートロックとの連携に係る問い合わせに対するサポート体制は充実しているか。</p> <p>・その他、他システムとの連携により施設管理者または一般利用者の利便性に寄与する機能はあるか。</p>	5点× 選定委員9名	45点
⑨ヘルプデスク	<p>・サービス利用契約の範囲内でヘルプデスクが代行できる施設・設備情報及び料金情報の新規追加または設定変更の内容は充実しているか。</p> <p>・ヘルプデスクの問い合わせの対応範囲（システム管理者、施設所管課職員、施設管理者、一般利用者等）は充実しているか。</p> <p>・ヘルプデスクの問い合わせの受付時間（年末年始を除く日の休日、本市の始業時間（8時35分）から終業時間（17時20分）まで等の取扱い）は十分か。</p> <p>・ヘルプデスクの問い合わせ手段の対応範囲（電話、メール等）は充実しているか。</p> <p>・その他、障害対応（障害発生時からの復旧見込み時間等を含む。）等のサポート体制が充実しているか。</p>	20点× 選定委員9名	180点
⑩その他追加提案	<p>・要求水準回答書及び提案書①から⑨に記載された内容以外で記載されたその他追加提案は実用的か。</p>	5点× 選定委員9名	45点
合計			950点

※ 提案書については、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。
ただし、業務経歴については、令和3年4月1日以後に完了した、市（政令指定都市、中核市及び特別区を除く。）が発注した公共施設予約システム「e-Pares」（富士通Japan株式会社）からの再構築実績があれば50点、都道府県、政令指定都市、中核市若しくは特別区から受注した公共施設予約システム「e-Pares」（富士通Japan株式会社）からの再構築実績があれば105点とし、実績がなければ0点とする。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

提案資料一覧の様式8「公共施設予約システム再構築事業に係る事業費（受託希望金額）」に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された受託希望金額（総事業費）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である50点を付与し、その他の提案者の評価点は、50点に第1位の受託希望金額（総事業費）と当該提案者が示す受託希望金額（総事業費）との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

評価点＝（全提案中最低の受託希望金額（総事業費）

÷提案者が示す受託希望金額（総事業費））×50点

※ ただし、事業費（受託希望金額）が提案上限金額を上回る場合は、その参加者の提案を不採用とする。

ウ 総合評価点

提案等に関する評価点（950点満点）、事業費（受託希望金額）に関する評価点（50点満点）の合計により算出する。（1,000点満点）

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和8年6月5日に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市が定める期日までに、本件業務の見積書をデジタル戦略室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和8年7月2日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 契約候補者と契約締結に係る交渉を行い、契約を締結する予定である。同契約の様子は、要求水準書及び提案資料を基に作成する予定であるが、提案内容に基づき交渉

した結果、仕様について変更を行うことがある。その際は、提案時の見積額から契約額が変更となる場合がある。

- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1.1 プロポーザルの中止

- (1) 本市は、参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、プロポーザルを公正に実施することができないと認められるときは、プロポーザルの実施を延期し、又はプロポーザルの実施を取り止めることがある。
- (2) 本市は、プロポーザル前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、プロポーザルの実施を延期し、又は取り止めることができる。
- (3) 前2号の場合における損害は、参加表明者の負担とする。

1.2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりデジタル戦略室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1.3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に規定する参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提案資料に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第143号第1項第5号ア及びイに定める提案上限金額を超える金額を受託希望金額として提案した者又は0円以下の金額を受託希望金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずは無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づ

いて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

15 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合、その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。
- (7) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書をデジタル戦略室まで提出すること。なお、登録業者であり、かつ、電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出を不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし、使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>)